



令和 5 年  
第 5 回市議会（定例会）

議 案

（議第 78 号～報告第 10 号）

荒 尾 市



## 令和 5 年 第 5 回 荒 尾 市 議 会 ( 定 例 会 ) 議 案 目 次

議案番号	件 名	ページ
議第 7 8 号	令和 4 年度荒尾市一般会計歳入歳出決算の認定について	1
議第 7 9 号	令和 4 年度荒尾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	3
議第 8 0 号	令和 4 年度荒尾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	5
議第 8 1 号	令和 4 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	7
議第 8 2 号	令和 4 年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9
議第 8 3 号	令和 4 年度荒尾市水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について	11
議第 8 4 号	令和 4 年度荒尾市下水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について	13
議第 8 5 号	令和 4 年度荒尾市病院事業会計決算の認定について	15
議第 8 6 号	荒尾市印鑑条例の一部改正について	17
議第 8 7 号	荒尾市手数料条例の一部改正について	21
議第 8 8 号	荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	25
議第 8 9 号	荒尾総合文化センター大ホール吊物舞台機構等設備改修工事請負契約の締結について	29
議第 9 0 号	荒尾市土地開発公社の解散について	31
議第 9 1 号	令和 5 年度荒尾市一般会計補正予算 (第 5 号)	33
議第 9 2 号	令和 5 年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	69
議第 9 3 号	令和 5 年度荒尾市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	83
議第 9 4 号	令和 5 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	107
議第 9 5 号	令和 5 年度荒尾市病院事業会計補正予算 (第 2 号)	119
報告第 1 0 号	令和 4 年度決算に基づく荒尾市の健全化判断比率及び荒尾市公営企業の資金不足比率について	125



令和4年度荒尾市一般会計歳入歳出決算  
の認定について

令和4年度荒尾市一般会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

荒尾市長 浅田敏彦



令和4年度荒尾市国民健康保険特別会計  
歳入歳出決算の認定について

令和4年度荒尾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

荒尾市長 浅田敏彦





令和4年度荒尾市介護保険特別会計歳入  
歳出決算の認定について

令和4年度荒尾市介護保険特別会計歳入歳出決算を、地方自治法  
(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査  
委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月1日提出

荒尾市長 浅田敏彦



令和 4 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計  
歳入歳出決算の認定について

令和 4 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

荒尾市長 浅田敏彦



令和 4 年度荒尾市南新地土地区画整理事業  
特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 4 年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

荒尾市長 浅田敏彦



令和 4 年度荒尾市水道事業会計決算の  
認定及び剰余金の処分について

令和 4 年度荒尾市水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。なお、未処分利益剰余金の処分については、同法第 3 2 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

荒尾市長 浅田敏彦





令和 4 年度荒尾市下水道事業会計決算の  
認定及び剰余金の処分について

令和 4 年度荒尾市下水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。なお、未処分利益剰余金の処分については、同法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

荒尾市長 浅田敏彦



令和 4 年度荒尾市病院事業会計決算の  
認定について

令和 4 年度荒尾市病院事業会計決算を、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

荒尾市長 浅田敏彦



荒尾市印鑑条例の一部改正について

荒尾市印鑑条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 9 月 1 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市印鑑条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

個人番号カード等を利用して、多機能端末機により印鑑登録証明書の交付を行うことで、住民の利便性向上等を図りたいからである。



## 荒尾市印鑑条例の一部を改正する条例

第1条 荒尾市印鑑条例（昭和50年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

- 5 前各項の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を利用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

第2条 荒尾市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第14条第5項中「限る。）」の次に「又は移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）」を加える。

### 附 則

この条例中第1条の規定は令和5年11月15日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。





荒尾市手数料条例の一部改正について

荒尾市手数料条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 9 月 1 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市手数料条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

証明書のコンビニ交付サービスの利用促進等を図るため、当該手数料について特例を定めたいからである。



## 荒尾市手数料条例の一部を改正する条例

荒尾市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（多機能端末機による交付の場合における手数料の特例）

- 2 令和5年11月15日から令和6年3月31日までの間、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）を介して証明書の交付を行う場合における手数料については、別表住民基本台帳の部住民票の写しの交付手数料の項及び同表印鑑の部印鑑に関する証明手数料の項中「300円」とあるのは、「10円」とする。

### 附 則

この条例は、令和5年11月15日から施行する。



荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び  
運営に関する基準を定める条例の一部改正  
について

荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定  
める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 9 月 1 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び  
運営に関する基準を定める条例の一部を改  
正する条例

別紙添付

提案理由

放課後児童健全育成事業における放課後児童支援員の研修に係る  
要件を緩和したいからである。



荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び  
運営に関する基準を定める条例の一部を改  
正する条例

荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定  
める条例(平成26年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「修了したもの」の次に「(放課後児童支援員と  
しての業務に従事することとなってから2年以内に研修を修了する  
ことを予定している者を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。





荒尾総合文化センター大ホール吊物舞台機  
構等設備改修工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法  
(昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 5 号の規定により  
議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 荒尾総合文化センター大ホール吊物舞台機構等<br>設備改修工事               |
| 2 | 契約の方法  | 条件付一般競争入札                                     |
| 3 | 契約金額   | 363,000,000円                                  |
| 4 | 契約の相手方 | 東京都台東区花川戸二丁目11番2号<br>森平舞台機構株式会社<br>代表取締役 森 健輔 |

提案理由

荒尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を必要とするからである。



荒尾市土地開発公社の解散について

荒尾市土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 22 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

提案理由

荒尾市土地開発公社を解散するには、公有地の拡大の推進に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とするからである。



令和 5 年度荒尾市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 5 年度荒尾市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 5 7 , 4 2 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 6 , 0 9 5 , 4 1 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 9 月 1 日提出

荒尾市長 浅田敏彦



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		5,727,367	16,918	5,744,285
	1 国庫負担金	4,151,375	266	4,151,641
	2 国庫補助金	1,564,141	16,652	1,580,793
16 県支出金		2,155,279	55,372	2,210,651
	1 県負担金	1,528,755	133	1,528,888
	2 県補助金	507,648	55,239	562,887
19 繰入金		2,256,242	1,198	2,257,440
	2 基金繰入金	2,256,242	1,198	2,257,440
20 繰越金		1	66,333	66,334
	1 繰越金	1	66,333	66,334
22 市債		580,600	17,600	598,200
	1 市債	580,600	17,600	598,200
歳入合計		25,937,990	157,421	26,095,411

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,441,662	21,657	3,463,319
	1 総務管理費	2,745,647	4,657	2,750,304
	2 徴税費	316,726	1,760	318,486
	3 戸籍住民基本台帳費	235,517	15,240	250,757
3 民生費		11,832,902	6,000	11,838,902
	1 社会福祉費	5,926,016	1,455	5,927,471
	2 児童福祉費	4,284,126	4,545	4,288,671
4 衛生費		3,387,458	5,577	3,393,035
	1 保健衛生費	1,295,755	2,965	1,298,720
	2 清掃費	1,378,656	2,612	1,381,268
6 農林水産業費		495,763	1,855	497,618
	3 水産業費	40,730	1,855	42,585
7 商工費		552,094	107,332	659,426
	1 商工費	552,094	107,332	659,426
8 土木費		1,629,377	15,000	1,644,377
	5 都市計画費	731,453	15,000	746,453
歳 出	合 計	25,937,990	157,421	26,095,411



## 第 2 表 債務負担行為補正

### 1 追 加

事 項	期 間	限度額（千円）
荒尾市地域産業交流支援館指定管理委託料	令和6年度 ～ 令和10年度	132,730
荒尾市地域産業交流支援館指定管理委託料 （利用料金減免補填分）	令和6年度 ～ 令和10年度	条例に基づき減免される利用料金に相当する額
荒尾市総合福祉センター指定管理委託料	令和6年度 ～ 令和10年度	11,815
荒尾市ふれあい福祉センター指定管理委託料	令和6年度 ～ 令和10年度	44,290
荒尾市潮湯指定管理委託料	令和6年度 ～ 令和10年度	62,850
がん検診推進事業委託料	令和6年度	317
健康診査委託料	令和6年度	507
がん検診等委託料	令和6年度	57,161

事 項	期 間	限度額（千円）
肝炎ウイルス検診委託料	令和6年度	802
骨粗鬆症検診委託料	令和6年度	696
三池炭鉱旧万田坑施設・万田坑ステーション及び 荒尾市万田炭鉱館指定管理委託料	令和6年度 ～ 令和10年度	175,630
三池炭鉱旧万田坑施設・万田坑ステーション及び 荒尾市万田炭鉱館指定管理委託料 (利用料金減免補填分)	令和6年度 ～ 令和10年度	条例に基づき減免さ れる利用料金に相当 する額

## 第 3 表 地 方 債 補 正

### 1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
観光施設整備事業	千円 4,100	証書借入 又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れるもの について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するもの による。 ただし、市財政の都合 により繰上償還をなし、 又は低利債に借換えす ることができる。

### 2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
都市計画事業	千円 5,500	証書借入 又は 証券発行	年4.0%以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れるもの について、 利率の見 直しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合にはその債 権者と協定す るものによ る。 ただし、市財 政の都合によ り繰上償還を なし、又は低 利債に借換 えすること ができる。	千円 19,000				補正前に同じ



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	5,727,367	16,918	5,744,285
16 県支出金	2,155,279	55,372	2,210,651
19 繰入金	2,256,242	1,198	2,257,440
20 繰越金	1	66,333	66,334
22 市債	580,600	17,600	598,200
歳入合計	25,937,990	157,421	26,095,411



(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
16,652				5,005
266	4,355			1,379
				5,577
				1,855
	51,017	4,100	1,198	51,017
		13,500		1,500
16,918	55,372	17,600	1,198	66,333

## 2 歳 入

(款) 15 国庫支出金  
(項) 1 国庫負担金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	5,727,367	16,918	5,744,285
1	国庫負担金	4,151,375	266	4,151,641
1	1 民生費国庫負担金	4,052,105	266	4,052,371
2	国庫補助金	1,564,141	16,652	1,580,793
1	1 総務費国庫補助金	691,840	16,652	708,492
16	県支出金	2,155,279	55,372	2,210,651
1	県負担金	1,528,755	133	1,528,888
1	1 民生費県負担金	1,524,980	133	1,525,113
2	県補助金	507,648	55,239	562,887
2	2 民生費県補助金	277,537	4,222	281,759
6	6 商工費県補助金	12,367	51,017	63,384
19	繰入金	2,256,242	1,198	2,257,440
2	基金繰入金	2,256,242	1,198	2,257,440
1	1 基金繰入金	2,256,242	1,198	2,257,440
20	繰越金	1	66,333	66,334
1	繰越金	1	66,333	66,334
1	1 繰越金	1	66,333	66,334
22	市債	580,600	17,600	598,200
1	市債	580,600	17,600	598,200
6	6 商工債	0	4,100	4,100
7	7 土木債	216,100	13,500	229,600

(一般会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
16	低所得者保険料軽減負担金	266	1 低所得者保険料軽減負担金
1	総務費国庫補助金	16,652	1 社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金 (総務省分) 9,454 2 社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金 (法務省分) 5,786 3 情報通信技術講習事業費国庫補助金 1,412
21	低所得者保険料軽減負担金	133	1 低所得者保険料軽減負担金
4	児童福祉費県補助金	4,222	1 保育対策総合支援事業費県補助金 2,241 2 物価高騰対策支援事業費県補助金 1,981
1	商工費県補助金	51,017	1 熊本県物価高騰対応生活者支援交付金
1	基金繰入金	1,198	1 ふるさと応援基金繰入金
1	繰越金	66,333	1 繰越金
2	観光施設整備事業債	4,100	1 観光施設整備事業債
2	都市計画事業債	13,500	1 都市計画事業債

3 歳 出

(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総務費	3,441,662	21,657	3,463,319	16,652	5,005
1 総務管理費	2,745,647	4,657	2,750,304	1,412	3,245
7 企画費	1,052,317	4,657	1,056,974	国庫支出金 1,412	3,245

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委 託 料	4,657	1 情報化対策推進事業費 その他委託料 情報通信技術講習事業委託料 2 総合計画推進事業費 その他委託料 地域活性化起業人事業委託料 地域おこし協力隊業務委託料	1,412 (1,412) (1,412) 3,245 (3,245) (990) (2,255)

(款) 2 総務費  
(項) 2 徴税費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	徴 税 費	316,726	1,760	318,486		1,760
	2 賦課徴収費	123,429	1,760	125,189		1,760

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委 託 料	1,760	1 賦課事務費 その他委託料 森林環境税対応システム改修委託料	1,760 (1,760) (1,760)

(款) 2 総務費  
 (項) 3 戸籍住民基本台帳費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	戸籍住民基本台帳費	235,517	15,240	250,757	15,240	
1	戸籍住民基本台帳費	235,517	15,240	250,757	国庫支出金 15,240	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	15,240	1 社会保障・税番号制度システム整備事業費（記載事項関連） 15,240 その他委託料 (15,240) 振り仮名法制化対応システム改修委託料（住民票・附票分） (9,454) 振り仮名法制化対応システム改修委託料（戸籍分） (5,786)

(款) 3 民生費  
(項) 1 社会福祉費

3	民生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		11,832,902	6,000	11,838,902	4,621	1,379
1	社会福祉費	5,926,016	1,455	5,927,471	399	1,056
	1 社会福祉総務費	2,103,855	1,455	2,105,310	国庫支出金 266 県支出金 133	1,056

(一般会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
27 繰 出 金	1,455	1 国民健康保険特別会計繰出金 特別会計繰出金 国民健康保険特別会計繰出金 2 介護保険特別会計繰出金 特別会計繰出金 介護保険特別会計（保険料軽減）繰出金	923 (923) (923) 532 (532) (532)

(款) 3 民生費  
(項) 2 児童福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	児童福祉費	4,284,126	4,545	4,288,671	4,222	323
1	児童福祉総務費	1,067,164	4,545	1,071,709	県支出金 4,222	323

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	4,545	1 保育対策総合支援事業費 補助金 保育補助者雇上強化事業補助金（保育所）	2,564 (2,564) (2,564)
		2 新型コロナウイルス感染症対策事業費 交付金 私立保育所等物価高騰対策支援金	1,981 (1,981) (1,981)

(款) 4 衛生費  
(項) 1 保健衛生費

4	衛生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		3,387,458	5,577	3,393,035		5,577
1	保健衛生費	1,295,755	2,965	1,298,720		2,965
10	保健事業費	297,253	2,965	300,218		2,965

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
8 旅 費	165	1 スマートヘルスケアサービス事業費	2,965
		普通旅費	(165)
18 負担金、補助及び交付金	2,800	各種負担金	(2,800)
		地域活性化起業人事業負担金	(2,800)

(款) 4 衛生費  
(項) 2 清掃費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	清 掃 費	1,378,656	2,612	1,381,268		2,612
2	塵芥処理費	1,008,360	2,612	1,010,972		2,612

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	2,612	1 大牟田・荒尾清掃施設組合負担金 各種負担金 大牟田・荒尾清掃施設組合負担金	2,612 (2,612) (2,612)

(款) 6 農林水産業費  
(項) 3 水産業費

6	農林水産業費	3	水産業費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
				495,763	1,855	497,618		1,855
		2	水産業振興費	31,961	1,855	33,816		1,855

(一般会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	1,855	1 浜の活力再生事業費 補助金 新規魚種開発支援補助金	1,855 (1,855) (1,855)

(款) 7 商工費  
(項) 1 商工費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
7	商工費	552,094	107,332	659,426	56,315	51,017
	1 商工費	552,094	107,332	659,426	56,315	51,017
	2 商工振興費	266,137	102,034	368,171	県支出金 51,017	51,017
	4 観光費	138,424	5,298	143,722	地方債 4,100 その他 1,198	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	102,034	1 新型コロナウイルス対策事業費（産業振興） 補助金 荒尾市L P ガス価格高騰対応生活者支援事業補助金	102,034 (102,034) (102,034)
12 委託料	5,298	1 炭鉱電車保存整備事業費 その他委託料 炭鉱電車整備点検等委託料 炭鉱電車充電装置製作委託料	5,298 (5,298) (739) (4,559)

(款) 8 土木費  
(項) 5 都市計画費

8	土木費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	5 都市計画費	1,629,377	15,000	1,644,377	13,500	1,500
	2 土地区画整理費	731,453	15,000	746,453	13,500	1,500
		184,856	15,000	199,856	地方債 13,500	1,500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
14 工事請負費	15,000	1 土地区画整理事業費 工事請負費	15,000 (15,000)

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現 在 高	前年度末 現 在 高	当 該 年 度 中		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	8,180,712	9,059,884	(177,500) 480,600	17,600	(177,500) 498,200
(1) 土木	2,860,318	2,894,732	(133,800) 177,700	13,500	(133,800) 191,200
(2) 教育	2,759,000	3,726,986	150,900		150,900
(3) 公営住宅	920,938	871,105	38,400		38,400
(4) 社会及び労働	300	48,125	(4,500)		(4,500)
(5) 保健衛生	594,088	553,811			
(6) その他	1,046,068	965,125	(39,200) 113,600	4,100	(39,200) 117,700
2. 災害復旧費	88,003	85,365			
(1) 土木	79,328	76,840			
(2) 農林水産	7,500	7,475			
(3) その他	1,175	1,050			
3. 減税補填債	41,689	26,954			
4. 臨時財政対策債	7,784,126	7,213,291	100,000		100,000
5. 減収補填債	53,800	53,800			
合 計	16,148,330	16,439,294	(177,500) 580,600	17,600	(177,500) 598,200

(注) ( )書は繰越明許費で外数

(単位:千円)

増 減 見 込 み			当該年度末現在高見込額		
当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
補正前の額	補正額	補正後の額			
			(177,500)		(177,500)
785,461		785,461	8,755,023	17,600	8,772,623
			(133,800)		(133,800)
189,521		189,521	2,882,911	13,500	2,896,411
211,212		211,212	3,666,674		3,666,674
109,239		109,239	800,266		800,266
			(4,500)		(4,500)
75		75	48,050		48,050
42,711		42,711	511,100		511,100
			(39,200)		(39,200)
232,703		232,703	846,022	4,100	850,122
5,005		5,005	80,360		80,360
4,088		4,088	72,752		72,752
792		792	6,683		6,683
125		125	925		925
11,672		11,672	15,282		15,282
729,962		729,962	6,583,329		6,583,329
			53,800		53,800
			(177,500)		(177,500)
1,532,100		1,532,100	15,487,794	17,600	15,505,394





令和5年度荒尾市国民健康保険特別会計  
補正予算（第2号）

令和5年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,997千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,365,367千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月1日提出

荒尾市長 浅田敏彦



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰入金		732,462	923	733,385
	1 他会計繰入金	632,462	923	633,385
7 繰越金		1	3,074	3,075
	1 繰越金	1	3,074	3,075
歳 入 合 計		7,361,370	3,997	7,365,367

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		117,144	923	118,067
	1 総務管理費	103,165	923	104,088
9 諸支出金		4,183	3,074	7,257
	1 償還金及び還付加算金	4,183	3,074	7,257
歳 出	合 計	7,361,370	3,997	7,365,367



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	117,144	923	118,067
9 諸支出金	4,183	3,074	7,257
歳出合計	7,361,370	3,997	7,365,367

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
				923
				3,074
				3,997

2 歳 入

(款) 6 繰入金  
(項) 1 他会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
6	繰入金	732,462	923	733,385
1	他会計繰入金	632,462	923	633,385
1	一般会計繰入金	632,462	923	633,385
7	繰越金	1	3,074	3,075
1	繰越金	1	3,074	3,075
2	その他の繰越金	1	3,074	3,075

(国民健康保険特別会計)



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 事務費繰入金	923	1 事務費繰入金
1 その他の繰越金	3,074	1 その他の繰越金

3 歳 出

(款) 1 総務費  
(項) 1 総務管理費

1	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
1			総 務 費	117,144	923	118,067		923
	1		総務管理費	103,165	923	104,088		923
		1	一般管理費	101,175	923	102,098		923

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委 託 料	923	1 一般管理費 その他委託料 基幹系システム更新に伴うネットワーク環境の設定変更等業務委託料	923 (923) (923)

(款) 9 諸支出金  
 (項) 1 償還金及び還付加算金

9	諸支出金	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		4,183	3,074	7,257		3,074
1	償還金及び 還付加算金	4,183	3,074	7,257		3,074
3	償還金	10	3,074	3,084		3,074

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
22 償還金、利 子及び割引 料	3,074	1 償還金 返還金 3,074 (3,074)



令和5年度荒尾市介護保険特別会計補正  
予算（第2号）

令和5年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131,202千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,875,534千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月1日提出

荒尾市長 浅田敏彦





第 1 表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		992,594	532	993,126
	1 一般会計繰入金	907,754	532	908,286
10 繰越金		1	130,669	130,670
	1 繰越金	1	130,669	130,670
歳入合計		5,710,372	131,201	5,841,573

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 基金積立金		1	28	29
	1 基金積立金	1	28	29
8 諸支出金		1,904	131,173	133,077
	1 償還金及び還付加算金	1,904	131,173	133,077
歳 出	合 計	5,710,372	131,201	5,841,573

第 1 表 歳入歳出予算補正（介護サービス事業勘定）

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 財産収入		0	1	1
	1 財産運用収入	0	1	1
歳 入 合 計		33,960	1	33,961

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基金積立金		0	1	1
	1 基金積立金	0	1	1
歳 出 合 計		33,960	1	33,961







2 歳 入

(款) 9 繰入金  
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
9	繰入金	992,594	532	993,126
	1 一般会計繰入金	907,754	532	908,286
	5 低所得者保険料軽減繰入金	90,747	532	91,279
10	繰越金	1	130,669	130,670
	1 繰越金	1	130,669	130,670
	1 繰越金	1	130,669	130,670

(介護保険特別会計：保険事業勘定)



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 過年度分低所得者保険料軽減繰入金	532	1 過年度分低所得者保険料軽減繰入金
1 繰越金	130,669	1 繰越金

3 歳 出

(款) 6 基金積立金  
(項) 1 基金積立金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
6 基金積立金	1	28	29		28
1 基金積立金	1	28	29		28
1 基金積立金	1	28	29		28

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
24 積立金	28	1 介護給付費準備基金等積立金 28 積立金 (28) 介護給付費準備基金積立金 (28)

(款) 8 諸支出金  
 (項) 1 償還金及び還付加算金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
8 諸支出金	1,904	131,173	133,077		131,173
1 償還金及び 還付加算金	1,904	131,173	133,077		131,173
2 償 還 金	4	131,173	131,177		131,173

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
22 償還金、利 子及び割引 料	131,173	1 国・県・支払基金返還金 返還金	131,173 (131,173)





(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5 基金積立金	0	1	1
歳出合計	33,960	1	33,961





2 歳 入

(款) 4 財産収入  
(項) 1 財産運用収入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
4	財産収入	0	1	1
1	財産運用収入	0	1	1
1	1 利子及び配当金	0	1	1

(介護保険特別会計：介護サービス事業勘定)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 利子及び配当金	1	1 荒尾市介護サービス事業基金利子

3 歳 出

(款) 5 基金積立金  
(項) 1 基金積立金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
5 基金積立金	0	1	1		1
1 基金積立金	0	1	1		1
1 基金積立金	0	1	1		1

(介護保険特別会計：介護サービス事業勘定)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
24 積 立 金	1	1 荒尾市介護サービス事業基金積立金 積立金 介護サービス事業基金積立金	1 (1) (1)



令和 5 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計  
補正予算（第 2 号）

令和 5 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 , 5 5 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 5 6 , 1 0 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 9 月 1 日提出

荒尾市長 浅田敏彦





第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰越金		1	11,550	11,551
	1 繰越金	1	11,550	11,551
歳 入	合 計	944,557	11,550	956,107

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広 域連合納付金		869,133	11,550	880,683
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	869,133	11,550	880,683
歳 出	合 計	944,557	11,550	956,107

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰越金	1	11,550	11,551
歳入合計	944,557	11,550	956,107

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	869,133	11,550	880,683
歳 出 合 計	944,557	11,550	956,107



2 歳 入

(款) 5 繰越金  
(項) 1 繰越金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
5	繰越金	1	11,550	11,551
1	繰越金	1	11,550	11,551
1	繰越金	1	11,550	11,551

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	11,550	1 繰越金

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金  
 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 後期高齢者 医療広域連 合納付金	869,133	11,550	880,683	11,550	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	869,133	11,550	880,683	11,550	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	869,133	11,550	880,683	その他 11,550	

(後期高齢者医療特別会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	11,550	1 後期高齢者医療広域連合納付金 各種負担金 後期高齢者医療広域連合納付金	11,550 (11,550) (11,550)



令和 5 年度荒尾市病院事業会計補正予算  
(第 2 号)

(総則)

第 1 条 令和 5 年度荒尾市病院事業会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 5 年度荒尾市病院事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 病院事業収益	7,991,728 千円	78,000 千円	8,069,728 千円
第 1 項 医業収益	7,124,685 千円	78,000 千円	7,202,685 千円
	支	出	
第 1 款 病院事業費用	8,854,080 千円	76,967 千円	8,931,047 千円
第 1 項 医業費用	8,103,380 千円	76,967 千円	8,180,347 千円

(債務負担行為)

第 3 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為の追加及び変更は、次のとおりとする。

事項	期間	限度額
エネルギーサービス事業業務委託料	令和 6 年度～令和 20 年度	1,584,000 千円
とろみサーバー賃借料	令和 6 年度～令和 9 年度	1,400 千円

令和 5 年 9 月 1 日提出

荒尾市長 浅田敏彦



## 令和5年度荒尾市病院事業会計補正予算（第2号）実施計画

### 収益的収入及び支出

#### 収 入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業収益			7,991,728	78,000	8,069,728	
	1 医業収益		7,124,685	78,000	7,202,685	
		1 入院収益		4,947,302	78,000	5,025,302

#### 支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1 病院事業費用			8,854,080	76,967	8,931,047		
	1 医業費用		8,103,380	76,967	8,180,347		
		1 給与費		4,402,579	△ 52,550	4,350,029	看護師派遣委託に伴う人件費減少 産科オープンシステム運用開始に伴う人件費増加
		3 経費		1,640,801	129,517	1,770,318	看護師派遣委託料、エネルギーサービス事業委託料等

# 令和5年度 荒尾市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:千円)

## 1 医業活動によるキャッシュ・フロー

当期純利益	△ 861,319
減価償却費	295,550
資産減耗費	434,000
職員確保経費	0
貸倒引当金の増減額	32,998
退職給付引当金の増減額	122,903
賞与引当金の増減額	3,086
修繕引当金の増減額	0
長期前受金戻入額	△ 53,000
未収金の増減額	17,598
未払金の増減額	0
貯蔵品の増減額	0
その他流動資産の増減額	0
その他流動負債の増減額	0
その他	0
資本費繰入収益	△ 1
他会計繰入金	0
受取利息及び配当金	△ 40
支払利息及び企業債取扱諸費	87,000
小計	78,775
利息及び配当金の受取額	40
利息の支払額	△ 87,000
計	△ 8,185

## 2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 7,381,981
有形固定資産の売却による収入	5,390
長期貸付金による支出	△ 33,000
長期貸付金返済による収入	2
長期前受金等収入	60,487
資本費繰入収益	1
計	△ 7,349,101

## 3 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入れによる収入	3,600,000
一時借入金の返済による支出	△ 3,600,000
企業債借入れによる収入	6,206,000
企業債償還による支出	△ 231,000
寄附金収入	0
他会計繰入金	0
他会計出資金	0
長期借入れによる収入	0
長期借入金返済による支出	0
計	5,975,000

当期資金増減額 △ 1,382,286

期首資金残高 3,615,082

期末資金残高 2,232,796

# 令和5年度 荒尾市病院事業予定貸借対照表

(令和6年 3月31日)

(単位:千円)

		資 産 の 部	
1	固定資産		
(1)	有形固定資産		
	イ 土地		626,327
	ロ 建築物	10,297,699	
	減価償却累計額	<u>△ 692,099</u>	9,605,600
	ハ 構築物	143,372	
	減価償却累計額	<u>△ 50,593</u>	92,779
	ニ 器械備品	3,803,273	
	減価償却累計額	<u>△ 1,072,323</u>	2,730,950
	ホ 車両	13,643	
	減価償却累計額	<u>△ 8,118</u>	5,525
	ヘ 放射線同意元素	0	
	減価償却累計額	<u>0</u>	0
	ト 建設仮勘定		685,735
	チ その他有形固定資産	0	
	減価償却累計額	<u>0</u>	0
	リ 樹木		<u>0</u>
	有形固定資産合計		13,746,916
(2)	無形固定資産		
	イ 施設利用権		73
	ロ 電話加入権		<u>2,037</u>
	無形固定資産合計		2,110
(3)	投資		
	イ 投資有価証券		0
	ロ 長期貸付金		252,848
	ハ 貸倒引当金(長期貸付)		<u>△ 252,848</u>
	ニ 長期前払消費税		<u>930,413</u>
	投資合計		<u>930,413</u>
	固定資産合計		14,679,439
2	流動資産		
(1)	現金預金		2,232,796
(2)	未収金		1,454,377
(3)	貸倒引当金(未収)		<u>△ 3,551</u>
(4)	有価証券		0
(5)	貯蔵品		32,003
(6)	短期貸付金		0
(7)	貸倒引当金(短期貸付)		0
(8)	前払費用		0
(9)	前払金		0
(10)	その他流動資産		<u>0</u>
	流動資産合計		<u>3,715,625</u>
	資産合計		<u><u>18,395,064</u></u>

## 負債の部

<b>3 固定負債</b>			
(1) 企業債			
イ 建設に要する企業債	13,194,557		
ロ その他企業債	<u>0</u>		
企業債合計		13,194,557	
(2) 他会計借入金		0	
(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	1,287,582		
ロ 特別修繕引当金	<u>0</u>		
引当金合計		1,287,582	
(4) その他固定負債		<u>0</u>	
固定負債合計			14,482,139
<b>4 流動負債</b>			
(1) 一時借入金		0	
(2) 企業債			
イ 建設に要する企業債	602,349		
ロ その他企業債	<u>0</u>		
企業債合計		602,349	
(3) 他会計借入金		0	
(4) 未払金		1,385,201	
(5) 未払費用		0	
(6) 前受金		0	
(7) 引当金			
イ 賞与引当金	193,721		
ロ 法定福利費引当金	36,933		
ハ 修繕引当金	<u>0</u>		
引当金合計		230,654	
(8) その他流動負債		<u>31,135</u>	
流動負債合計			2,249,339
<b>5 繰延収益</b>			
(1) 長期前受金		557,408	
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△ 250,056</u>	
繰延収益合計			307,352
負債合計			<u><u>17,038,830</u></u>

## 資本の部

<b>6 資本金</b>			
(1) 固有資本金		186,451	
(2) 再評価組入資本金		0	
(3) 繰入資本金		1,250,935	
(4) 組入資本金		<u>6,000</u>	
資本金合計			1,443,386
<b>7 剰余金</b>			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	33,376		
ロ 寄附金	0		
ハ その他資本剰余金	<u>7,019</u>		
資本剰余金合計		40,395	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	0		
ロ 利益積立金	0		
ハ その他積立金	0		
ニ 建設改良積立金	0		
ホ その他未処分利益剰余金	0		
ヘ 当年度未処分利益剰余金	<u>△ 127,547</u>		
利益剰余金合計		<u>△ 127,547</u>	
剰余金合計			△ 87,152
資本合計			<u>1,356,234</u>
負債資本合計			<u><u>18,395,064</u></u>



令和4年度決算に基づく荒尾市の健全化  
判断比率及び荒尾市公営企業の資金不足  
比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく荒尾市の健全化判断比率及び荒尾市公営企業の資金不足比率について、監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和5年9月1日提出

荒尾市長 浅田敏彦



令和4年度決算に基づく荒尾市の健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	令和4年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	13.02
連結実質赤字比率	—	18.02
実質公債費比率	9.5	25.0
将来負担比率	53.4	350.0

令和4年度決算に基づく荒尾市公営企業の資金不足比率

(単位：%)

公営企業会計の名称	令和4年度	経営健全化基準
荒尾市水道事業会計	—	20.0
荒尾市下水道事業会計	—	20.0
荒尾市病院事業会計	—	20.0



令和 4 年 度

荒尾市財政健全化  
審 査 意 見 書

荒尾市監査委員

荒監査第101号  
令和5年8月10日

荒尾市長 浅田 敏彦 様

荒尾市監査委員 近藤 克也  
同 菅嶋 公尚

令和4年度荒尾市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第2項の規定により、審査に付された令和4年度荒尾市の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を付し送付します。

令和4年度  
荒尾市財政健全化審査意見書

1 審査の基準

この審査は、荒尾市監査基準に準拠して実施しました。

2 審査の種類

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第2項に基づくものです。

3 審査の対象

令和4年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

4 審査の評価項目

審査に付された健全化判断比率の算定の適法性及び算定の基礎となる事項を記載した書類の適正性

5 審査の期間

令和5年8月3日から令和5年8月9日まで

6 審査の実施内容

審査に付された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類を各決算書等と照合し、評価項目について審査しました。

7 審査の結果

上記1から6までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に適合し、かつ、正確に作成されているものと認められました。

8 審査意見

健全化判断比率は、以下のとおりです。 (単位：%)

健全化判断比率	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	13.02
② 連結実質赤字比率	—	—	18.02
③ 実質公債費比率	9.5	9.4	25.0
④ 将来負担比率	53.4	12.1	350.0

\*当年度においては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも発生しないために「—」と表記しています。

- (1) ①実質赤字比率は、標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の比率を示すもので、②の連結実質赤字比率とともに、1年間の資金調達を表す「直接的な資金繰指標」です。

令和4年度の実質赤字比率については、歳入総額 28,736,456 千円から歳出総額 28,436,892 千円と翌年度に繰り越すべき財源 121,033 千円を差し引いた実質収支額は 178,531 千円の黒字であるため、実質赤字比率は「－」となります。

また、実質収支額は前年度の 510,685 千円から 332,154 千円減少し、実質収支比率については 1.44%となり、前年度の 4.04%から 2.60 ポイント低下しています。

- (2) ②連結実質赤字比率は、標準財政規模に対する一般会計等に特別会計・企業会計等を加えた「全会計の実質赤字額、資金不足額の比率」です。

令和4年度の連結実質赤字比率は、実質収支額が一般会計等で 178,531 千円、特別会計では、国民健康保険 103,340 千円、介護保険（保険勘定）162,458 千円、後期高齢者医療 11,551 千円、介護保険（介護サービス勘定）0 千円、企業会計の資金剰余額が水道事業 762,311 千円、下水道事業 260,259 千円、病院事業 2,523,351 千円となっており、連結実質収支額は 4,001,801 千円の黒字であるため、連結実質赤字比率は「－」となります。

前年度の連結実質収支の黒字額は 3,876,327 千円であったため、125,474 千円増加したことになりますが、これは、一般会計 332,154 千円、水道事業会計 58,031 千円が減少したものの、病院事業会計 461,364 千円、介護保険（保険勘定）46,909 千円、下水道事業会計 6,564 千円等が増加したことによるものです。

- (3) ③実質公債費比率は、標準財政規模に対する一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の比率であり、3か年の平均値で表し、公債費の負担から見た「間接的な資金繰指標」です。

実質公債費比率の算定方法は、分子を一般会計等の地方債の元利償還金に公営企業の地方債に充当した繰入金、一部事務組合の地方債に充当した補助金・負担金、公債費に準ずる債務負担行為に係るもの等の合計額から特定額を控除した額とし、分母を標準税収入額等、普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額の合計額から特定額を控除した額として割合を求めます。

令和4年度の実質公債費比率は、令和2年度から令和4年度までの3か年平均の 9.5%で前年度より 0.1 ポイント上昇していますが、早期健全化基準の 25.0%と比べると良好な比率となっています。



(4) ④将来負担比率は、標準財政規模に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率で、純負債に対して償還財源が用意できるかという「債務償還能力指標」です。

将来負担比率は、(将来負担額 33,670,017 千円－充当可能財源等 27,745,511 千円) ÷ (標準財政規模 12,337,328 千円－算入公債費等の額 1,259,402 千円) ×100 で算出します。

将来負担額の内訳は、一般会計等の地方債の現在高 18,003,475 千円、債務負担行為に基づく支出予定額 65,047 千円、水道・病院・下水道事業の地方債償還に充当する公営企業債等繰入見込額 12,592,353 千円、有明広域行政事務組合の地方債償還に充当する組合負担等見込額 809,337 千円、一般会計等職員の退職手当負担見込額 2,198,872 千円、第三セクター等の負債額 933 千円、上記②の連結実質赤字額 0 千円です。

充当可能財源等の内訳は、財政調整基金等 24 基金 9,202,316 千円、市営住宅使用料等の充当可能特定歳入 467,498 千円、基準財政需要額算入見込額 18,075,697 千円です。

令和 4 年度の将来負担比率は、上記の式により 53.4%となります。前年度の 12.1%と比べると 41.3 ポイント上昇しています。これは、前年度に比べて充当可能財源等が 1,379,775 千円増加しましたが、将来負担額も 5,917,832 千円増加したことによるものです。

将来負担額の増加は、債務負担行為に基づく支出予定額 17,960 千円等が減少したものの、公営企業債等繰入見込額 5,357,378 千円、地方債の現在高 489,560 千円、退職手当負担見込額 81,959 千円、組合負担等見込額 6,950 千円が増加したことによるものです。

充当可能財源等の増加は、充当可能特定歳入 173,597 千円が減少しましたが、基準財政需要額算入見込額 987,432 千円、充当可能基金 565,940 千円が増加したことによるものです。

以上のように、令和 4 年度においても健全化判断比率は、黒字のため発生していない、あるいは早期健全化基準を下回る比率となっています。今後とも健全な財政基盤の確立を進めていかれることを望みます。



令和 4 年度

荒尾市公営企業会計の  
経営健全化審査意見書

荒尾市監査委員

荒監査第102号  
令和5年8月10日

荒尾市長 浅田 敏彦 様

荒尾市監査委員 近藤 克也  
同 菅嶋 公尚

令和4年度荒尾市公営企業会計の経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度荒尾市公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見を付し送付します。

令和4年度  
荒尾市経営健全化審査意見書

1 審査の基準

この審査は、荒尾市監査基準に準拠して実施しました。

2 審査の種類

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に基づくものです。

3 審査の対象

令和4年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

4 審査の評価項目

審査に付された資金不足比率の算定の適法性及び算定の基礎となる事項を記載した書類の適正性

5 審査の期間

令和5年8月3日から令和5年8月9日まで

6 審査の実施内容

審査に付された資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類を各決算書等と照合し、評価項目について審査しました。

7 審査の結果

上記1から6までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に適合し、かつ、正確に作成されているものと認められました。

8 審査意見

資金不足比率は、以下のとおりです。 (単位：%)

会 計 名	資 金 不 足 比 率		経 営 健 全 化 基 準
	令 和 4 年 度	令 和 3 年 度	
① 水道事業会計	—	—	20.0
② 下水道事業会計	—	—	
③ 病院事業会計	—	—	

\*資金不足比率は、いずれも発生しないために「—」と表記しています。

- (1) ①水道事業会計においては、流動資産が1,033,926千円、流動負債は549,444千円であり、前年度に比べると流動資産が172,590千円、流動負債は102,464千円ともに減少しています。

これは、流動資産では未収金が8,850千円増加したものの、現金預金180,916千円等が減少したためです。また、流動負債では企業債12,094千円等が増加したものの、未払金115,944千円が減少したためです。

当年度の資金不足を国の示す基準から見ますと、流動資産1,033,926千円－（流動負債549,444千円－控除企業債等277,829千円）となり、資金剰余額が762,311千円になります。よって、令和4年度も資金不足はありません。

- (2) ②下水道事業会計においては、流動資産が430,209千円、流動負債は675,507千円であり、前年度に比べると流動資産が55,323千円、流動負債は71,359千円ともに減少しています。

これは、流動資産では現金預金55,950千円が増加したものの、未収金111,004千円等が減少し、流動負債では預り金5,125千円が増加したものの、未払金66,696千円、企業債9,472千円等が減少したためです。

当年度の資金不足を国の示す基準から見ますと、流動資産430,209千円－（流動負債675,507千円－控除企業債等505,557千円）で、資金剰余額が260,259千円になります。よって、令和4年度も資金不足はありません。

- (3) ③病院事業会計においては、流動資産が5,423,863千円、流動負債は3,124,857千円であり、前年度に比べると流動資産が1,735,182千円、流動負債は1,245,781千円ともに増加しています。

これは、流動資産で未収金27,783千円、貯蔵品10,401千円等が減少したものの、現金預金1,782,403千円が増加したためです。流動負債では企業債28,037千円等が減少したものの、未払金1,274,815千円、引当金352千円が増加したためです。

当年度の資金不足を国の示す基準から見ますと、流動資産5,423,863千円－（流動負債3,124,857千円－控除企業債等224,345千円）で、資金剰余額が2,523,351千円になります。よって、令和4年度も資金不足はありません。

いずれの会計も資金不足額が発生せず、資金不足比率が算定されていませんが、今後の事業推進にあたっては、引き続き将来を十分に見据えた財政運営に努めてください。